

工事監督におけるワンデーレスポンス試行対象工事特記仕様書

第1条（適用）

本工事は、ワンデーレスポンス実施対象とし、そのために必要な事項についてここに定める。

・「ワンデーレスポンス」とは

現場で諸問題が発生した際の受注者からの質問、協議への回答は、原則として「その日のうち」に回答するよう対応する。ただし、即日回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを受注者と協議の上、回答予定を設けるなど、何らかの回答を「その日のうち」にすることである。

第2条（実施方法）

（1）現場で諸問題が発生した際の受注者からの質問・協議に対する発注者の回答

- ① 監督員は、原則として「その日のうち」に受注者に回答するものとする。
- ② 即日回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを受注者に確認のうえ「回答予定」の予告を「その日のうち」に受注者に行うものとする。
- ③ 予告した「回答予定」に回答できない場合は、明らかになった時点で速やかに新たな「回答予定」を受注者に連絡するものとする。

（2）質問・協議及び回答の方法

現場で諸問題が発生した際の受注者からの質問・協議及びそれらに対する回答については、原則として文書によるものとするが、緊急の場合は、電話、電子メール、ファックスによることもできるものとする。（ただし、事後、文書により質問、回答を処理するものとする。）

第3条（留意事項）

- （1）ワンデーレスポンスは基本的に、工事施工の中で発生する諸問題に対し迅速に対応し効率的な監督業務を行うための取組であり、工事の監督及び検査の実施に関する取扱いや要領等を変更するものではない。
- （2）受注者は、ワンデーレスポンス実施対象工事の効果・課題等を把握するためのアンケート等のフォローアップ調査を実施する場合、調査に協力しなければならない。